

日影規制【山形県建築基準条例（平成14年4月1日施行）】

村山市Ver

対象地域	対象建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
			敷地境界線からの距離が5mを超え10m以内の範囲	敷地境界線からの距離が10mを超える範囲
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	4時間以上	2.5時間以上
第一種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間以上	3時間以上
第二種住居地域				

- 対象区域外に建築される建築物であっても、対象区域に日影を生じさせる建築物は、対象建築物とみなして制限を受けます。
- 日影を測定する時間は、冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までです。
- 敷地内に2以上の建築物がある場合は、これらの建築物を一の建築物とみなして制限を受けます。
- 建築物を建築するときは、建築確認申請に日影図と等時間日影線図等を添付して、建築主の審査を受けます。
- 建築物の敷地が道路や川等に接する場合や隣地との高低差が著しい場合は、規定の一部が緩和されます。